

# 平成21年度末 鉄軌道駅における段差解消に向けた対応状況について

平成22年3月31日現在

事業者名	1日あたりの平均利用者が5千人以上の駅					(参考) 全駅		
	駅数 A	段差が解消されている駅			駅数	段差が解消されている駅		
		B	B/A * 100	うち基準に適合している設備により段差が解消されている駅 C		C/A * 100	うち基準に適合している設備により段差が解消されている駅	
JR北海道	31	22	(71%)	22	(71%)	465	32	32
JR東日本	468	377	(81%)	377	(81%)	1,692	568	568
JR東海	85	69	(81%)	69	(81%)	399	181	105
JR西日本	286	218	(76%)	217	(76%)	1,221	471	382
JR四国	7	7	(100%)	7	(100%)	259	121	40
JR九州	67	56	(84%)	56	(84%)	560	140	119
<b>JR旅客会社6社 小計</b>	<b>944</b>	<b>749</b>	<b>(79%)</b>	<b>748</b>	<b>(79%)</b>	<b>4,596</b>	<b>1,513</b>	<b>1,246</b>
東武鉄道	111	93	(84%)	93	(84%)	196	111	103
西武鉄道	78	70	(90%)	70	(90%)	91	75	74
京成電鉄	47	37	(79%)	37	(79%)	64	41	41
京王電鉄	64	52	(81%)	52	(81%)	68	56	56
小田急電鉄	68	68	(100%)	68	(100%)	70	70	70
東京急行電鉄	87	85	(98%)	85	(98%)	88	86	86
京浜急行電鉄	70	60	(86%)	60	(86%)	71	60	60
相模鉄道	23	22	(96%)	22	(96%)	24	23	23
名古屋鉄道	75	65	(87%)	64	(85%)	272	213	176
近畿日本鉄道	119	82	(69%)	69	(58%)	327	213	100
南海電気鉄道	49	31	(63%)	29	(59%)	99	48	38
京阪電気鉄道	57	45	(79%)	43	(75%)	84	61	47
阪急電鉄	81	65	(80%)	61	(75%)	85	67	63
阪神電気鉄道	36	29	(81%)	28	(78%)	41	32	29
西日本鉄道	23	19	(83%)	16	(70%)	75	56	24
<b>大手民鉄15社 小計</b>	<b>988</b>	<b>823</b>	<b>(83%)</b>	<b>797</b>	<b>(81%)</b>	<b>1,655</b>	<b>1,212</b>	<b>990</b>
東京地下鉄	137	90	(66%)	37	(27%)	137	90	37
札幌市交通局	46	44	(96%)	36	(78%)	46	44	36
仙台市交通局	16	16	(100%)	16	(100%)	17	17	17
東京都交通局	96	78	(81%)	39	(41%)	98	79	40
横浜市交通局	39	38	(97%)	35	(90%)	40	39	36
名古屋市交通局	80	71	(89%)	70	(88%)	81	72	71
京都市交通局	29	29	(100%)	29	(100%)	31	31	31
大阪市交通局	98	97	(99%)	97	(99%)	100	99	99
神戸市交通局	20	19	(95%)	14	(70%)	25	24	19
福岡市交通局	16	16	(100%)	16	(100%)	35	35	35
<b>地下鉄10社局 小計</b>	<b>577</b>	<b>498</b>	<b>(86%)</b>	<b>389</b>	<b>(67%)</b>	<b>610</b>	<b>530</b>	<b>421</b>
<b>JR、大手民鉄、地下鉄 小計</b>	<b>2,509</b>	<b>2,070</b>	<b>(83%)</b>	<b>1,934</b>	<b>(77%)</b>	<b>6,861</b>	<b>3,255</b>	<b>2,657</b>
<b>中小民鉄、路面電車等 小計</b>	<b>299</b>	<b>259</b>	<b>(87%)</b>	<b>226</b>	<b>(76%)</b>	<b>2,623</b>	<b>1,358</b>	<b>847</b>
<b>鉄軌道全体 合計</b>	<b>2,808</b>	<b>2,329</b>	<b>[78%]</b>	<b>2,160</b>	<b>[71%]</b>	<b>9,484</b>	<b>4,613</b>	<b>3,504</b>

注) 1. 「基準」とは、公共交通移動等円滑化基準第4条をいう。

2. 「基準に適合している設備により段差が解消されている駅」とは、開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなどにより、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅をいう。
3. 「段差が解消されている駅」とは、乗降場ごとに、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を1以上確保している駅をいう。
4. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。
5. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。
6. ( )内は、5千人以上の駅に対する割合(%)を示している。
7. 【】内は、平成20年度末の数値を示している。